電気通信大学保育施設保護者連絡会細則

平成24年 3月27日 改正 平成30年 3月30日

(趣旨)

- 第1条 この細則は、電気通信大学保育施設規程第15条に基づき、電気通信大学保育施設保護者連絡会(以下「連絡会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。 (目的)
- 第2条 連絡会は、電気通信大学保育施設に入所する者の保護者(以下、「保護者」という。)と保育施設の関係者が相互に協力し、入所者の福祉の増進と保育施設の充実発展 に寄与することを目的とする。

(会員)

- 第3条 連絡会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 保護者
 - (2) 保育施設の運営に従事する者
 - (3) 電気通信大学保育施設運営委員会委員から委員長が指名する者 (議長)
- 第4条 連絡会に議長を置く。
- 2 議長は、前条第3号の者のうちから、電気通信大学保育施設運営委員会委員長が指名する。
- 3 議長は、連絡会を開催し、議事を掌理する。
- 4 議長に事故あるときは、議長が指名した会員がその職務を代行する。 (連絡会の開催)
- 第6条 連絡会は、会員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 2 前項の出席は、委任状の提出をもって行うことができる。 (会員以外の者の出席)
- 第7条 連絡会が必要と認めたときは、会員以外の者を連絡会に出席させることができる。 (連絡会の事務)
- 第8条 連絡会に関する事務は、総務部人事労務課が行う。 (雑則)
- 第9条 この細則に定めるもののほか、連絡会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- この細則は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この細則は、平成30年4月1日から施行する。